

○ふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱

平成 22 年 11 月 26 日

訓令第 61 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ふじみ野市（以下「市」という。）が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事、委託業務又は修繕業務の請負の契約（以下「建設工事等」という。）を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 建設工事（修繕業務のうち建設工事費に準じて積算したものを含む。以下同じ。）の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 建設工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費をいう。
- (3) 現場管理費 建設工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費をいう。
- (4) 一般管理費 建設工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。

(平 30 訓令 1・一部改正)

(対象建設工事等)

第 3 条 最低制限価格制度の対象となる建設工事等は、当該業務に係る設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む額をいう。）が 300 万円以上のもののうち、ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱（平成 22 年ふじみ野市訓令第 60 号）の適用を受けない建設工事等とする。

(平 23 訓令 35・平 30 訓令 1・一部改正)

(建設工事の最低制限価格の算定方法等)

第 4 条 建設工事の最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった建設工事の設計額（消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。）に、次に掲げる算定方法によって得た額（算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 前項の規定により得られた合計額が当該建設工事の予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該建設工事の予定価格に 10 分の 9.2 を乗じた額とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあっては当該建設

工事の予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。

3 前2項の規定により定めることが困難な特別な建設工事においては、契約ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で設定するものとする。

4 建設工事に最低制限価格を設定するときは、当該建設工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

(平23訓令35・平25訓令43・平28訓令50・平29訓令26・平30訓令1・令元訓令5・令4訓令28・一部改正)

(委託業務の最低制限価格の算定方法等)

第5条 委託業務の最低制限価格は、別表の業務の欄に掲げる区分に応じ、同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額（算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を合計した額とする。この場合において、その額が予定価格に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に当該上限割合を乗じて得た額、その額が予定価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に当該下限割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。

2 前条第4項の規定は、前項の事務手続について準用する。

(平23訓令35・平30訓令1・令4訓令28・令7訓令2・一部改正)

(端数処理)

第6条 前2条の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた額が、建設工事にあっては予定価格の10分の7.5、委託業務にあっては予定価格に別表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合については、その端数を切り上げる。

(平25訓令21・平28訓令50・平30訓令1・令元訓令5・令7訓令2・一部改正)

(予定価格書への記載)

第7条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を建設工事等の予定価格書に記載するものとする。

(入札の執行)

第8条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。このとき、入札執行者は、入札者に対して、令第167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって

入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 3 第1項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(入札経過の報告)

第9条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札（開札）調書に、当該入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第35号）

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第21号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第43号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における低入札価格調査基準価格又は最低制限価格（以下この項において「低入札価格調査基準価格等」という。）の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定により算定された低入札価格調査基準価格等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年訓令第50号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した

指名競争入札における低入札価格調査基準価格又は最低制限価格（以下この項において「低入札価格調査基準価格等」という。）の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定により算定された低入札価格調査基準価格等については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年訓令第 26 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における低入札価格調査基準価格又は最低制限価格（以下この項において「低入札価格調査基準価格等」という。）の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定により算定された低入札価格調査基準価格等については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年訓令第 1 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 30 年 1 月 19 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における最低制限価格（以下この項において「最低制限価格」という。）の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定により算定する最低制限価格については、なお従前の例による。

附 則（令和元年訓令第 5 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における低入札価格調査基準価格又は最低制限価格（以下この項にお

いて「低入札価格調査基準価格等」という。)の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定により算定された低入札価格調査基準価格等については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年訓令第28号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における低入札価格調査基準価格又は最低制限価格(以下この項において「低入札価格調査基準価格等」という。)の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱の規定により算定された低入札価格調査基準価格等については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における最低制限価格の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱の規定により算定された最低制限価格については、なお従前の例による。

別表 (第5条、第6条関係)

(令7訓令2・追加)

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
測量業務	1 直接測量費	100分の82	100分の60
	2 測量調査費		
	3 諸経費に100分の50を乗じて得た額		
建築関係の建設コン	1 直接人件費	100分の81	100分の60
	2 特別経費		
	3 技術料等経費に100分の60を乗じて		

サルタ ント業 務	得た額 4 諸経費に 1 0 0 分の 6 0 を乗じて得た額		
土木関 係の建 設コン サルタ ント業 務	1 直接人件費 2 直接経費 3 その他原価に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額 4 一般管理費等に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額	1 0 0 分の 8 1	1 0 0 分の 6 0
地質調 査業務	1 直接調査費 2 間接調査費に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額 3 解析等調査業務費に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額 4 諸経費に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額	1 0 0 分の 8 5	3 分の 2
補償関 係コン サルタ ント業 務	1 直接人件費 2 直接経費 3 その他原価に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額 4 一般管理費等に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額	1 0 0 分の 8 1	1 0 0 分の 6 0
その他	予定価格に 1 0 0 分の 6 0 を乗じて得た額	—	1 0 0 分の 6 0

備考

- 複数の業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、それぞれの業務の最低制限価格の基準となる額を合計した額を合算した金額とする。この場合において、上限割合及び下限割合は、主たる業務の割合を適用する。
- 地質調査業務の解析等調査業務費が建築関係又は土木関係の建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても、地質調査業務の項 3 によって算出する。